

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年8月28日（平成29年（行個）諮問第136号）

答申日：平成29年12月14日（平成29年度（行個）答申第159号）

事件名：本人に係る特定の訴訟に関して行政部内で作成された文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

以下に掲げる2文書に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした各決定は、妥当である。

文書1 平成26年（行ウ）第X号の訴訟（東京地裁）に関して、行政部内で作成された文書（含表紙等）

文書2 平成27年（行コ）第Y号の訴訟（東京高裁）に関して、行政部内で作成された文書（含表紙等）

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成29年3月15日付け東労発総個開第28-1102号及び第28-1103号により東京労働局長（以下「処分庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求めるといものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

不開示部分の取消しを求める。

法14条7号ロに該当するとは認められない。

(2) 意見書

ア 諮問庁は、「本件対象保有個人情報は、国の争訟事務に関するものであるところ、本来訴訟は、相手方と対等な立場で遂行するものであって、当事者としての利益を保護する必要がある、仮に訴訟において、一方の当事者の内部情報を明らかにすれば、その相手方が著しく有利となり、当事者の地位を不当に害するおそれがある。」、「当該不開示部分が開示された場合、当該部分に記載されている訴

訟の一方当事者である国側の訴訟対応方針等に係る協議・検討の内容が具体的に明らかになることによって、たとえ当該訴訟事件が終了し、判決が確定しているものであっても、今後も同種の訴訟が提起された場合に、・・・国の訴訟における内部的な情報が明らかにされることで、今後の国の争訟に関する事務に関し、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められ（る）」等を理由として、不開示とすることが妥当としている。

イ もとより、審査請求人も、訴訟において相手方と対等な立場で遂行されることを願っている。しかし、国が相手方である行政訴訟において、国と個人が対等であることはありえない。

仮に、国の内部情報が明らかになると、その相手方が著しく有利となるようなことがあるとすれば、そのような個人情報が開示にされるということは、そもそも優位にある国にさらに有利な地位を与え、その相手方の利益は著しく害されていることに他ならない。

法の趣旨に照らして考慮されなければならないのは、個人の権利利益を保護する観点からの開示の必要性等であって、国の利益ではない。国は訴訟の一方の当事者ではあるが、国の当事者としての地位は保護されるべきものか、疑問である。

ウ 諮問庁によると、「原処分において不開示とした部分は、口頭弁論前及び後の法務局との打合せにおける担当者同士のやりとりが記載されている。」ということである。

この打合せは、当然当該訴訟に関するものである。諮問庁は、「当事者の地位を不当に害するおそれがある。」とするが、「国の地位を害するおそれ」は何ら具体的でない。仮に、そのような「おそれ」があるとしても、それは当該訴訟に関してのものである。

既に終結した訴訟に関して、当該不開示情報を明らかにしたとしても、国の当事者としての地位が不当に害されるおそれは何もない。

エ この点について、諮問庁は、当該訴訟ではなく、今後の国の争訟に関しての「おそれがある」とする。しかし、打合せは当該訴訟毎にされるものであるから、本件不開示情報が明らかになったとしても、別の今後の争訟における国の当事者としての地位を不当に害するおそれなど、具体的にあるとは考え難い。

不確実な「今後の争訟」に関する不確実な「おそれ」を理由に不開示とすることは、開示を原則とする法の趣旨に反していると考えられる。そして、審査請求人に係る個人情報であるにもかかわらず、当事者に全く明らかにされないまま「廃棄」されることになるのは、著しく不当である。

オ よって、本件の不開示とされた情報は、法14条7号口の不開示情

報に該当せず、開示が認められるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、審査請求人（以下、第3において「請求人」という。）である開示請求者が平成29年2月27日付け（同日受付）をもって行った「特定訴訟1及び特定訴訟2に関して、行政部内で作成された文書（含表紙等。）」の開示請求に対し、処分庁が同年3月15日付け東労発総個開第28-1102号及び同日付東労発総個開第28-1103号により行った部分開示決定（原処分）を不服として、平成29年6月2日付け（同日受付）をもって提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、法14条7号ロに基づき、原処分を維持することが妥当である。

3 理由

（1）対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、請求人が国を被告として提起した特定訴訟1及び2に関し、東京労働局の担当官が訴訟の経過を取りまとめた経過報告の文書等に記載された保有個人情報である。

（2）不開示情報該当性について

法14条7号ロにおいて、国の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」があるものについては、不開示情報としている。

本件対象保有個人情報は、国の争訟事務に関するものであるところ、本来訴訟は、相手方と対等な立場で遂行するものであって、当事者としての利益を保護する必要があるが、仮に訴訟において、一方の当事者の内部情報を明らかにすれば、その相手方が著しく有利となり、当事者の地位を不当に害するおそれがある。

原処分において不開示とした部分は、口頭弁論前及び後の法務局との打合せにおける担当者同士のやりとりが記載されている。当該打合せ事項は、訴訟当事者としての対処方針について検討した内容であり、当該不開示部分が開示された場合、当該部分に記載されている訴訟の一方当事者である国側の訴訟対応方針等に係る協議・検討の内容が具体的に明らかになることによって、たとえ当該訴訟事件が終了し、判決が確定しているものであっても、今後も同種の訴訟が提起された場合に、本件不開示部分に記載された内容を子細に分析することにより、どの段階でどのように対応するかといった国の訴訟における内部的な情報が明らかに

されることで、今後の国の争訟に関する事務に関し、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められ、法14条7号口の不開示情報に該当するため、不開示とすることが妥当である。

なお、訴訟の経過を取りまとめた文書の開示が争点とされた別件の答申（平成29年度（行個）答申第5号等）においても、同様の判断が示されている。

4 請求人の主張に対する反論

請求人は、審査請求の理由として、「不開示部分の取消しを求める。法14条7号口に該当するとは認められない。」と記載し、開示を求めているが、その具体的な理由を記載しておらず、請求人の主張は当該対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

5 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成29年8月28日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年9月14日 | 審議 |
| ④ | 同年10月10日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ | 同年11月9日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年12月12日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、文書1及び文書2に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部を法14条7号口に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、本件対象保有個人情報の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

- (1) 審査請求人は、意見書（上記第2の2（2））において、本件不開示部分の不開示情報該当性について、「諮問庁は、「当事者の地位を不当に害するおそれがある。」とするが、「国の地位を害するおそれ」は何ら具体的でない。仮に、そのような「おそれ」があるとしても、それは当該訴訟に関してのものである。既に終結した訴訟に関して、当該不開

示情報を明らかにしたとしても、国の当事者としての地位が不当に害されるおそれは何もない。」、「不確実な「今後の争訟」に関する不確実な「おそれ」を理由に不開示とすることは、開示を原則とする法の趣旨に反していると考える。」旨主張する。

- (2) これに対し、諮問庁は、理由説明書（上記第3の3（2））において、以下のとおり説明する。

原処分において不開示とした部分は、口頭弁論前及び後の法務局との打合せにおける担当者同士のやり取りが記載されている。当該打合せ事項は、訴訟当事者としての対処方針について検討した内容であり、当該不開示部分が開示された場合、当該部分に記載されている訴訟の一方当事者である国側の訴訟対応方針等に係る協議・検討の内容が具体的に明らかになることによつて、たとえ当該訴訟事件が終了し、判決が確定しているものであつても、今後も同種の訴訟が提起された場合に、本件不開示部分に記載された内容を子細に分析することにより、どの段階でどのように対応するかといった国の訴訟における内部的な情報が明らかにされることで、今後の国の争訟に関する事務に関し、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがある。

- (3) そこで、本件対象保有個人情報を見分すると、不開示部分には、訴訟の一方当事者である国側の訴訟対応方針等に係る協議・検討の内容が具体的に記載されていることが認められる。

たとえ当該訴訟事件が終了し、判決が確定しているものであつても、今後も同種の訴訟が提起される蓋然性は高いとみることができる。そうすると、本件の不開示部分を開示した場合、当該部分に記載されている、訴訟の一方当事者である国側の訴訟対応方針等に係る協議・検討の内容が具体的に明らかになり、不開示部分に記載された内容を子細に分析することにより、どの段階でどのように対応するかといった国の訴訟における内部的な情報が明らかにされることで、今後の国の争訟に係る事務に関し、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号口に該当し、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条7号口に該当するとして不開示とした各決定については、不開示とされた部分は、同号口に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子